

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅶ-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>		<p>担当 部署名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>地域福祉課長 金原 辰夫</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>【生活困窮者自立支援制度】 ・生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 ・福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。</p> <p>※ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付(令和2年3月～令和4年9月に実施)に関し、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対する重点的な支援 ・生活困窮者等への支援の強化(支援員の加配等) ・生活困窮者等の住まい対策の推進(住居確保給付金の支給対象の拡大) ・生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化</p> <p>【福祉の支援が必要な刑務所退所者等への支援】 ・刑又は保護処分執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。</p>										
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>自立相談支援機関における新規相談受付件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により急激に増加した。また、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化した。令和3年度における新規受付件数は令和2年度に比べて減少が見られるが、令和元年度以前と比べると依然として高い水準となっている。</p> <p>福祉の支援が必要な矯正施設入所者のうち、入所受刑者の高齢者率は12.2%(平成28年)から13.8%(令和3年)に増加している。また、精神障害を有すると診断された入所受刑者は14.3%(平成28年)から15.3%(令和3年)、少年院入院者は19.1%(平成28年)から30.0%(令和3年)に増加している。</p>										
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化の中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、この中には、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々からの相談が増加した。こうした状況を踏まえ、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進する必要がある。 ・また、支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊心の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチの観点から、支援を必要とする人に確実に支援を届けることが重要である。 ・生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化が求められている。 ・また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにする必要がある。 									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標</p>					<p>達成目標の設定理由</p>					
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。</p>				<p>生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルスの不調、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。このような複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供する必要があるため。</p>					
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値)</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
					<p>年度ごとの実績値</p>						
<p>○1 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>40万件</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に進んでいるかを評価するため、本指標を選定し、これまでの支援状況を踏まえ、令和7年度までに40万件とすることを目標値としている。</p>	<p>これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度の目安値を定めた。</p>
<p>25万件</p>	<p>25万件</p>	<p>25万件</p>	<p>25万件</p>	<p>40万件</p>	<p>集計中 (R5年11月 目途公表 予定)</p>						

2	自立生活のためのプラン作成件数の割合 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	年間新規相談件数の50%	毎年度	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考1)平成27年度実績:25%、平成28年度実績:30% (参考2)令和3年度実績値26%は分母:新規相談件数(555,779件)、分子:プラン作成件数(146,719件)から算出したもの。
3	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	プラン作成件数の60%	毎年度	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度プラン作成件数の60%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考1)平成27年度実績:50%、平成28年度実績:48% (参考2)令和3年度実績値54%は分母:プラン作成件数(146,719人)、分子:就労支援対象者数(79,365人)から算出したもの。
4	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	75%	毎年度	75%	75%	75%	75%	75%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、本人の自立に向けて重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体の平成27年度前半の実績を踏まえ毎年度75%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考1)平成28年度実績:71% (参考2)令和2年度実績値27%は分母:就労支援対象者数(76,100人)、分子:就労及び増収者数(20,659人)から算出したもの。
5	住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合(アウトカム) ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金	-	-	前年度末時点以上	毎年度	前年度末時点(49%)以上	前年度末時点(49%)以上	前年度末時点(44.8%)以上	前年度末時点(43.0%)以上	前年度末時点以上	離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。 「休業等による収入減少者」については、必ずしも就労による自立を目指すことは適切ではないため、離職・廃業等による者の常用就職した者の割合を指標としている。	常用就職の状況は、経済情勢に伴う有効求人倍率や完全失業率などに左右されるため、各年度において目標値の設定が困難であり、前年度末時点以上とさせることを目標としている。 (参考1)平成27年度実績:47.6%、平成28年度実績:48.3% (参考2)実績値は分母:新規決定件数(累計)、分子:新規決定件数のうち常用就職した件数(累計)から算出したもの。
6	自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	90%	毎年度	85%	90%	90%	90%	90%	生活困窮者が抱える課題について、生活困窮者自立支援制度における継続的支援による改善状況を多角的に測ることは、自立に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定し、「住まいの確保」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」等の観点で改善が見られた者の割合について、毎年度90%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考)令和3年度実績値78%は分母:評価実施件数(中断除く)(130,518件)、分子:「見られた変化」が変化あり(※)の件数(102,395件)から算出したもの。 ※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「自立意欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。
7	フォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合(アウトカム)	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(26.3%)以上	前年度(30.8%)以上	前年度(25.8%)以上	前年度(27.7%)以上	前年度以上	・ 各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 ・ 具体的には、①入所中から帰宅調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③被疑者等に対して釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援を行う被疑者等支援業務、④地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 ・ コーディネート業務業務による支援を受け、矯正施設退所後に受入先施設等で生活を開始した後、一定のフォローアップを経た上で、最終的には地域に定着していくことが重要であることを踏まえ、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。 (参考)令和3年度実績値27.7%は、分母:フォローアップ業務を実施した人数(2,597)、分子:フォローアップ業務を終了した人数(720)から算出したもの。	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域の定着を促進することを、前年度と比較し、進めることができていることを評価するため、前年度以上を目標値としている。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	測定理由	
8	農業分野等との連携強化モデル事業におけるマッチング支援機関による実施箇所数							2	6			
9	シンポジウム参加者アンケートで「今後、農福連携を進める上で参考になった」の割合							100%	100%			生活困窮者の中でも、ひきこもり状態にある方や長期無業者など様々な生活課題を抱える方への支援やその支援に資する取組については、令和2年度より新たに開始する事業も多いことから、まずは実績値を把握することにより、今後の目標設定に資するものである。

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額					
		執行額	執行額					
(1)	日本赤十字社救護業務費等補助金 (昭和53年度)	28百万円	28百万円	28百万円	-	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 (1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事業費 受給者数:150人(R4実績) (2)日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数:922人(R4実績)	2023-厚労-22-0691	
		28百万円	28百万円					
(2)	ホームレス実態調査 (平成14年度)	71百万円	20百万円	13百万円	-	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	2023-厚労-22-0680	
		43百万円	10百万円					
(3)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 (平成26年度)	124百万円	124百万	157百万	-	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐことができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	2023-厚労-22-0681	
		87百万	95百万					
(4)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	29,851百万円	21,730百万円	16,723百万円	1,2,3,4,5,6	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0678	
		29,516百万円の内数	29,516百万円の内数					
(5)	生活困窮者就労準備支援等事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	19,376百万円	19,021百万円	18,878百万円	6	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0679	
		804,076百万円の内数	216,040百万円の内数					
(6)	農業分野等との連携強化モデル事業 (令和2年度)	102百万円	102百万	-	8,9	・ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、生活困窮者への就労支援において効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを構築し、全国普及を目指すことを目的としている。 ・ 具体的には、生活困窮者への就労支援において、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。	2023-厚労-22-0682	
		71百万円	67百万					
(7)	地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度)	14百万円	14百万円	10百万円	-	・ 地域生活定着支援センター職員を対象として、センター職員に求められる刑事司法手続や福祉に関する幅広い知識、複雑な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設退所者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施するもの。 ・ これにより、センター職員のスキル向上を図り、高齢又は障害のある矯正施設退所者等々の社会復帰及び地域定着を促進し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止及び地域の安心・安全の確保に資するものである。	2023-厚労-22-0690	
		9百万円	8百万円					
(8)	居住支援相談窓口の設置・周知支援事業 (令和3年度)	21百万円	21百万円	21百万円	-	・ 不安定居住の状況にある者が地域の支援自治体や支援団体につながるができるよう、不安定居住者向けの支援情報サイトを設置する。また、電話対応を行う支援相談員を配置し、相談者が所在する地方公共団体の支援窓口等へつなぐほか、相談者の状態像などについて聞き取った内容をデータベース化するもの。 ・ 終夜営業店舗や知人宅等を行き来して生活している不安定居住者を自治体の支援につなぐことにより、不安定居住者の自立の支援に資することを目的とする。	2023-厚労-22-0685	
		15百万円	17百万円					
(9)	重層的支援体制整備事業交付金 (令和3年度)	7,606百万円	23,190百万円	32,238百万円	-	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・ 具体的には、以下を行う。 ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。	2023-厚労-22-0698	
		7,012百万円	21,682百万円					
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
		4,324,874,172			3,676,096,160	2,937,681,358		
施策の執行額(千円)		3,819,934,766			3,162,892,614			

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和5年3月8日	引き続き、生活に困窮する方々の生活再建に向け、相談支援体制の充実に取り組みます。